

商品区分	システムキッチン	
商品シリーズ名	リフォームス	
建築材料区分	ユニット製品	
ホルムアルデヒド発散等級区分	内装仕上部分	F☆☆☆☆ ※この表記は住宅部品表示ガイドラインによるものです。
ロット番号／製造年月日	本体、梱包等に表示	
4VOC基準 ※2 ※3	4VOC基準適合(木質建材)	



①キャビネット
天板・側板・底板・棚板に
大臣認定品使用

③扉

②カウンター

F☆☆☆☆製品表示ラベル
シンクキャビネット
内側に貼付

④けこみ
規制対象外部位

※この写真はシリーズの一例です。
実際とは異なる場合があります。

構成部位	発散建築材料	発散等級区分	認定の種類	認定番号
①キャビネット	天板・側板・底板・棚板	PB※5	JIS認定	TC0208013、ATMY08001 TC0507014、TC0207115
			大臣認定	MFN-0052、MFN-0068、 MFN-2677
②カウンター	背板	MDF	JIS認定	TCMY07001、ATNZ08002 TC0708013、TC0307459 ATNZ08001、TC0508054 JQID06001
			大臣認定	MFN-0052、MFN-0068、 MFN-2677
③扉	補強材	合板	JAS認定	JPIC-PW52、JPIC-PW46 JPIC-PW76、JPIC-PW99
			JIS認定	ATMY08001
③扉	RX40シリーズ(木目) RV30シリーズ(木目) RS30シリーズ(木目) RE20シリーズ(木目) RH20シリーズ(抽象柄) RT20シリーズ(木目)	PB※5	JIS認定	TC0807041、GB0508162 TC0207115、TC0507014 TC0608085、TC0208082 TC0207134、ATMY08001 TC0108059、TC0713001
				TC0807041、GB0508162 TC0207115、TC0507014 TC0608085、TC0208082 TC0207134、ATMY08001 TC0108059、TC0713001
③扉	RR30シリーズ(単色) RJ30シリーズ(単色)	PB※5	業界団体認定	JFP3051-1
				JFP3051-1
③扉	RC40シリーズ(単色) RQ30シリーズ(単色) RJ30シリーズ(2020年～)(単色)	MDF	JIS認定	ATNZ11001 ATNZ08002 TCMY08002 TCMY07001
				TC0807041、GB0508162 TC0207115、TC0507014 TC0608085、TC0208082 TC0207134、ATMY08001 TC0108059、TC0713001
③扉	5W(単色)	PB※5	JIS認定	TC0807041、GB0508162 TC0207115、TC0507014 TC0608085、TC0208082 TC0207134、ATMY08001 TC0108059、TC0713001
				JFP3051-1
③扉	RL20シリーズ(単色)	PB※5	業界団体認定	JFP3043-0、JFP3043-3 JFP3006-1
				JFP3051-1
④けこみ	RI10シリーズ(単色)	PB※5	業界団体認定	JFP3051-1
④けこみ		PB※5	規制対象外部位	

※1 商品構成により、上記に記載したホルムアルデヒド発散建築材料の一部しか使用しない場合があります。
 ※2 この表記は「住宅部品VOC表示ガイドライン」にもとづき、木質材料が4VOC放散基準に適合している事を示すものです。
 ※3 4VOCとは、トルエン・キシレン・エチルベンゼン・ステレンを示します。
 ※4 認定書には当社管理上の記載を付しております。
 ※5 PBはパーティクルボードの略称です。
 ※6 お問い合わせ先:お客様相談センター(電話番号:0120-878-709)



2012年1月1日
パナソニック(株)
NSJB
MFN-0052

認 定 書

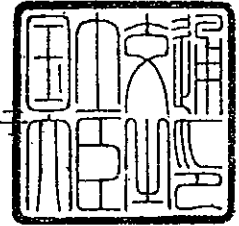
国 住 指 第 3 7 7号

平成15年5月28日

松下電工株式会社

取締役社長 西田一成 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN — 0052

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張／パーティクルボード

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 申請建築材料名

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボード

2. 申請建築材料の形状、寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請建築材料の形状、寸法等

項目	形状、寸法等
形状	平板
表面形状	平滑
表面材の張り方	両面
幅	100～2200 (mm)
長さ	100～2800 (mm)
厚さ	10.0±0.5、15.0±0.5、16.6±0.5、18.0±0.5、20.0±0.5 (mm)
密度	720±80 (kg/m³)

3. 申請建築材料の構成

申請建築材料の構成を表2に示す。

表2 申請建築材料の構成

構成材	仕様等
(1)表面材	材質：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない低圧メラミン樹脂含浸紙 厚さ (mm) : 0.15±0.07 質量 (g/m²) : 120～312
(2)基材	材質：次に示す組成①又は②のパーティクルボード 厚さ (mm) : 9.8±0.1、14.8±0.1、16.4±0.1、17.8±0.1、19.8±0.1 密度 (kg/m³) : 690±70 ①組成 (質量%) : メラミン・ユリア共縮合樹脂木材用接着剤 15±1 以下 酸化硬化材 4±0.5 以下 ワックス 2±0.5 以下 木材チップ 79±2 以上 ②組成 (質量%) : ユリア樹脂木材用接着剤 1.5～4.0 乳剤 0.1～0.5 パラフィン 0.1～0.3 硬化材 0.3～0.7 尿素 13.0～14.5 木材チップ 80～85

4. 申請建築材料の断面図

申請建築材料の断面図を図1に示す。

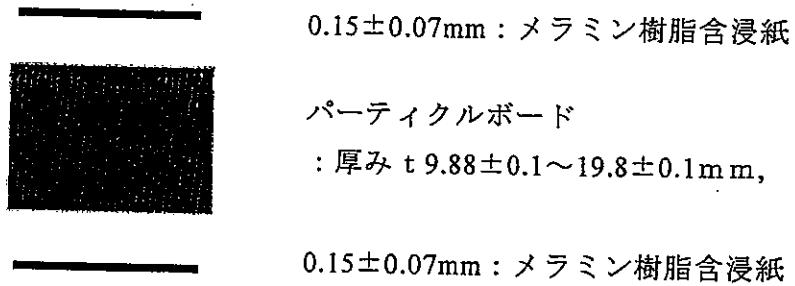


図 1



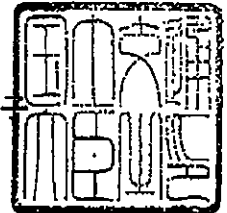
2012年1月1日
パナソニック㈱
NSJB
MFN-0068

認 定 書

国 住 指 第 4 6 6 号
平成15年6月11日

エム カインドル ホルツインダストリー
カーゲー
代表取締役社長 ウェルナー ベヒトル
ド 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN - 0068

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面メラミン樹脂含浸紙張／パーティクルボード

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

別添

1. 申請建築材料名：

両面メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボード

2. 申請建築材料の形状、寸法等：

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請建築材料の形状、寸法等

項目	形状、寸法等
形状	平板
表面形状	平滑
表面材の張り方	両面
幅	2,070 (mm)
長さ	2,800 (mm)
厚さ	15~19±0.3 (mm)
密度	680~750 (kg/m³)

3. 申請建築材料の構成

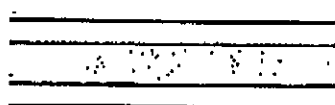
申請建築材料の構成を表2に示す。

表2 申請建築材料の構成

構成材	仕様等
(1)表面材	材質：規制対象建築材料に該当しないメラミン樹脂含浸紙 厚さ (mm) : 0.12~0.20±0.01
(2)基材	材質：次に示すパーティクルボード 規格：EN312-5 (パーティクルボード) 厚さ (mm) : 15.0~19.0±0.3 密度 (kg/m³) : 680~750 組成 (質量%) : ユリア樹脂木材用接着剤 11±1.0 以下 木材チップ 89±1.0 以上 ユリア樹脂木材用接着剤の組成 (質量%) : ユリア樹脂 91.0±1.0 イソシアネート系化合物 9.0±1.0

4. 申請建築材料の断面図

申請建築材料の断面図を図1に示す。

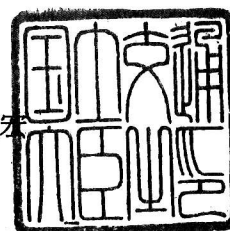
	1. メラミン樹脂含浸紙 (厚み: 0.12~0.2 mm)
	2. パーティクルボード (厚み: 15.0~19.0mm)
	3. メラミン樹脂含浸紙 (厚み: 0.12~0.2 mm)

認 定 書

国 住 指 第 4 6 9 0 号
平成 23 年 3 月 28 日

M. Kaindl Holzindustrie KG
Director Doris Buchmesser 様

国土交通大臣 大島 章



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の7第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MFN-2677
2. 認定をした構造方法等の名称
両面低圧メラミン樹脂含浸紙張／パーティクルボード
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 申請建築材料名

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボード

2. 申請建築材料の形状、寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請建築材料の形状、寸法等

項目	形状、寸法等
形状	平板
表面形状	平滑
表面材の張り方	両面
厚さ (mm)	8.0 ~ 28.0 (±0.5)
密度 (kg/m ³)	厚さ 8mm 以上 14mm 未満 700 (±100) 厚さ 14mm 以上 23mm 未満 650 (±70) 厚さ 23mm 以上 28mm 以下 630 (±70)

注：表中カッコ内の数値は、製造時公差を示す。

3. 申請建築材料の構成

申請建築材料の構成を表2に示す。

表2 申請建築材料の構成

構成材	仕様等
(1) 表面材 及び 裏面材	材質：規制対象建築材料に該当しない低圧メラミン樹脂含浸紙 厚さ (mm) : 0.16 (±0.04)
(2) 基材	材質：パーティクルボード 厚さ (mm) : 8.0 ~ 28.0 (±0.5) 組成 (質量%) メラミンユリア樹脂系接着剤 11.0 (±1.0) 木材チップ (針葉樹) 89.0 (±1.0) メラミンユリア樹脂系接着剤の組成 (質量%) : メラミンユリア樹脂 69.0 (±0.1) ホルムアルデヒド 0.5 (+0, -0.1) メタノール 0.5 (±0.1) 水分 30.0 (±0.1)

注：表中カッコ内の数値は、製造時公差を示す。

4. 申請建築材料の断面図

申請建築材料の断面図を図1に示す。

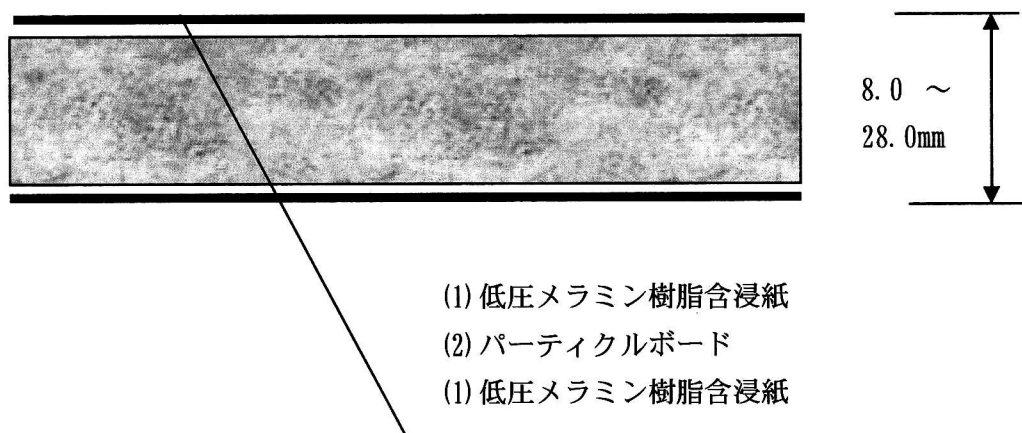


図1 断面図